

平成30年度 労働災害防止対策強化運動！

真岡労働基準監督署

真岡労働基準監督署管内では、過去10年間、死亡労働災害により毎年一人以上（年平均二人）の方がお亡くなりになっています。

また、休業4日以上之死傷労働災害は、平成21年に、現在までの最小値である年間死傷者数130人を記録しましたが、その後は増減を繰り返し、特に直近では、平成28年と平成29年に2年連続で増加となり、増加傾向となっています。

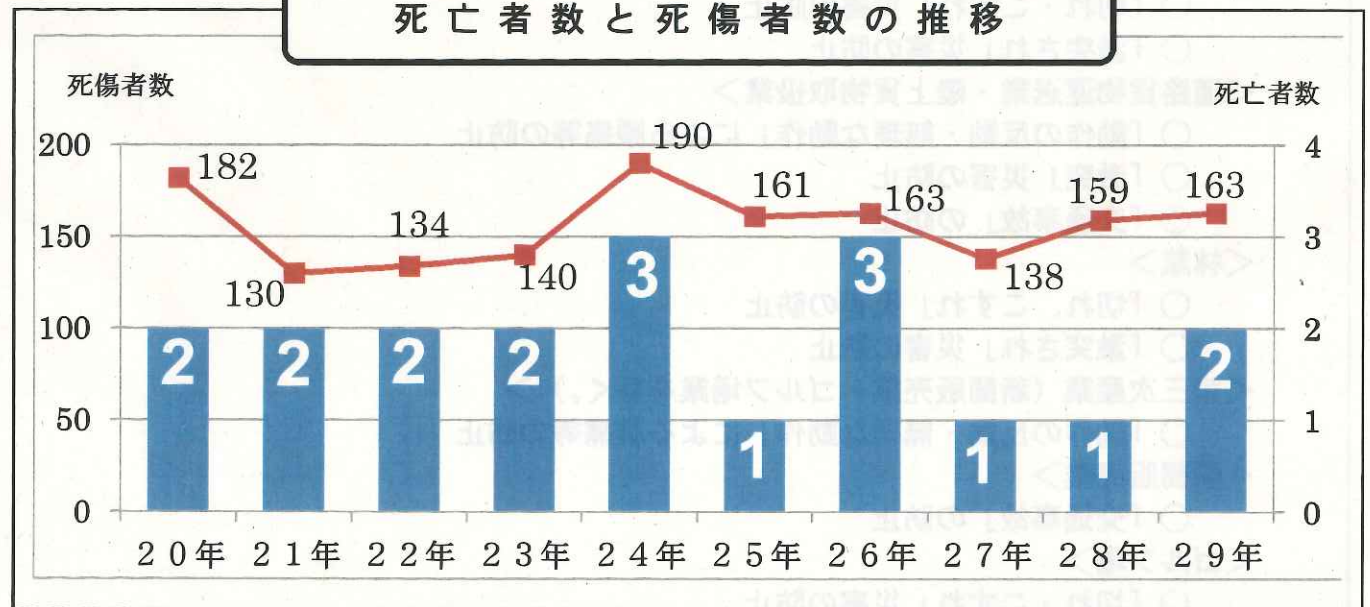
このため、真岡労働基準監督署においては、死亡労働災害を撲滅し、かつ、死傷労働災害の大幅減少を図るため、

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

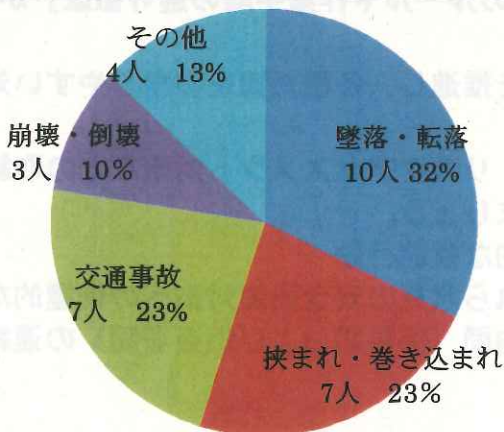
の期間、『平成30年度 労働災害防止対策強化運動！』を実施し、重点対策（裏面記載）の強化を図ることとしました。

つきましては、各事業場におかれても、トップの強いリーダーシップの下、重点対策強化のための取組事項（裏面記載）について積極的に取り組んでいただき、重点対策の強化を図っていただくようお願いいたします。

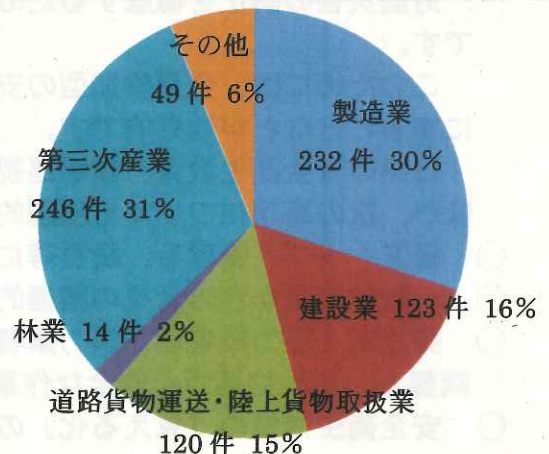
死亡者数と死傷者数の推移



過去15年 死亡災害の事故の型



過去5年 産業別死傷災害発生状況



平成30年度 労働災害防止対策強化運動！

1. 重点対策

(1) 死亡災害防止のための重点対策

- 「墜落・転落」災害の防止
- 「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止
- 「交通事故」の防止
- 「崩壊・倒壊」災害の防止

(2) 死傷災害防止のための重点対策

<全産業（共通）>

- 「転倒」災害の防止
- 「墜落・転落」災害の防止

<製造業>

- 「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止
- 「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の防止

<建設業>

- 「挟まれ・巻き込まれ」災害の防止
- 「切れ・こすれ」災害の防止
- 「激突され」災害の防止

<道路貨物運送業・陸上貨物取扱業>

- 「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の防止
- 「激突」災害の防止
- 「交通事故」の防止

<林業>

- 「切れ、こすれ」災害の防止
- 「激突され」災害の防止

<第三次産業（新聞販売業・ゴルフ場業を除く。）>

- 「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の防止

<新聞販売業>

- 「交通事故」の防止

<ゴルフ場>

- 「切れ・こすれ」災害の防止

2. 重点対策強化のための取組事項

労働災害の防止を徹底するためには、「安全のルールや作業手順の遵守徹底」が大切です。

このためには、全員参加型の安全衛生活動を推進し、各種対策をわかりやすい対策にすることなどが効果的です。

日頃の安全衛生教育、職場巡視、KY活動、リスクアセスメント対策などの取組のほか、次の事項についても積極的に取り組みましょう。

- 経営トップ、管理者、職長等における積極的な模範行動
- 一般作業員からの意見の積極的な収集とこれら意見の安全衛生対策への積極的な反映
- 発注者・協力業者間、協力業者間および社内間（部署間および担当者間）の連絡・調整と、これに基づく安全な作業の実施
- 安全衛生対策の「見える化」の推進